

## 義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告 (概要)

委員会として以下のとおり一定の整理を得たところ。今後、この方針に沿って、具体的に講ずべき措置について、委員会として引き続き第3次勧告に向け、調査審議。

### (a) 施設・公物設置管理の基準

- 条例へ委任の措置等を講ずる。
- 条例への委任に際して、必要最小限のものについて、条例制定に当たって「参酌すべき基準」(十分参照した上で判断しなければならない基準)を国が設定することは許容。
- 他方、条例制定に当たって「従うべき基準」(適合しなければならない基準)を国が設定するのは、必要とされる民間共通の士業等の資格について特に基準を示す必要がある場合に限るべき。

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

- 一定の類型(別添資料)に該当する場合に限って許容。いずれにも該当しない場合には廃止。

### (c) 計画等の策定及びその手続

- 計画等の策定及びその内容の義務付けについて、廃止、単なる奨励への移行(「…できる」「…努める」等)等の措置を講ずる。
- ただし、次の①～③に係る部分を含む場合、義務付けを許容。
  - ① 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠(私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。)となる計画を策定する場合
  - ② 地方自治体の区域を超える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
  - ③ 基本的な事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合
- また、次の④に係る部分を含む場合、当該部分の計画等の内容の義務付けは許容した上で、策定の義務付けは単なる奨励へ移行。
  - ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合

## 別添資料

### (i) 同意を要する協議を許容する場合は次のとおり。

- (a) 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合
- (b) 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合
  - ① 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの
  - ② 国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの
  - ③ 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

### (ii) 同意を要しない協議を許容する場合は次のとおり。

- ① 国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合
- ③ 事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの
- ④ 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑤ 同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑥ 私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの

### (iii) 許可・認可・承認を許容する場合は次のとおり。

- (d) 刑法等で一般には禁止されているが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合
- (e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合
- (f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
- (g) 法人の設立に関する事務を処理する場合
- (h) 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合
  - ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの

### (iv) 意見聴取を許容する場合は次のとおり。

- ① 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合

### (v) 事前報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの

### (vi) 事後報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
- ② 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

※ (i)のうち(a)(b)、(iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、それぞれ同意を要する協議を許容、許可・認可・承認を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①以下丸数字の項目に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

# 具体的に講ずべき措置のイメージ(1)

## (a) 施設・公物設置管理の基準

### 見直しイメージ 1 (「参酌すべき基準」への移行)

第〇条 市町村長は、〇〇大臣が定める基準に従い、……施設を設置し、及び管理しなければならない。

第〇条 市町村長は、**市町村の条例で定める基準**に従い、……施設を設置し、及び管理しなければならない。

2 前項の条例を定めるに当たっては、**〇〇大臣が定める基準を参酌**しなければならない。

「参酌すべき基準」型

### 見直しイメージ 2 (「参酌すべき基準」+「従うべき基準」への移行)

第〇条 ……施設を設置し、又は管理する者は、次に掲げる事項について〇〇省令で定める基準を遵守しなければならない。

一 ……

二 ……

三 その他〇〇省令で定める設備

法令の基準を「上書き」

第〇条 ……施設を設置し、又は管理する者は、**都道府県の条例で定める基準**を遵守しなければならない。

2 前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項について**〇〇大臣が定める基準を参酌**しなければならない。

一 ……

二 ……

三 その他〇〇省令で定める設備

「参酌すべき基準」型

3 第1項の条例を定めるに当たっては、**……に関する事務に従事する職員は△△の資格を有するものとしなければならない。**

「従うべき基準」型

## (b) 協議、同意、許可・認可・承認

### 見直しイメージ 1 (同意を要する協議⇒事後届出((vi)該当))

第〇条 都道府県知事は、……を行おうとする場合においては、あらかじめ、〇〇大臣に協議し、同意を得なければならない。

第〇条 都道府県知事は、……を**行った場合には**、その旨を〇〇大臣に届け出なければならない。

事後届出

### 見直しイメージ 2 (許可⇒事前届出((v)該当))

第〇条 ……を設置しようとする者は、〇〇大臣の許可を受けなければならない。

国の関与からより自由に

第〇条 ……を設置しようとする者は、〇〇大臣の許可を受けなければならない。

2 ……を設置しようとする者が地方公共団体であるときは、前項の許可を受けることは要しない。この場合において、当該地方公共団体は、……を設置しようとするときは、**あらかじめ、〇〇大臣に届け出なければならない。**

事前届出

## 具体的に講ずべき措置のイメージ(2)

### (c) 計画等の策定及びその手続

※計画等の策定及びその内容の場合の例

#### 見直しイメージ 1 (努力義務化+計画等の目的程度の内容へ大枠化の場合)

第〇条 都道府県知事は、……施策の推進に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 ……
- 二 ……
- 三 その他……の推進に関し必要な事項

計画等の目的程度の内容へ大枠化(第2項廃止)

第〇条 都道府県知事は、……**施策の推進に関する計画**を定めるよう**努めなければならない**。

努力義務化

#### 見直しイメージ 2 (一部に①(私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠)を含む場合)

第〇条 都道府県知事は、……に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 ……
- 二 ……
- 三 △△△
- 四 △△△
- 五 その他……の推進に関し必要な事項

私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠

真に必要なものを  
地方自治体自ら判断

第〇条 都道府県知事は、……に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、**次に掲げる事項について定めるものとする**。

- 一 ……
- 二 ……

3 第1項の計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、**次に掲げる事項について定めることができる**。

- 一 △△△
- 二 △△△
- 三 その他……の推進に関し必要な事項

記載を義務付け

記載は任意

※ (a)~(c)それぞれにおいて、「見直しのイメージ」として示したものはあくまで例示にすぎず、今後、具体的に講じられる措置がこれらに限定されるものではない。

# 義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告（見直しフロー図）

## 第2次勧告における整理を前提

### (a) 施設・公物設置管理の基準

次のいずれにも該当と  
所管府省から回答が  
あった場合

- (イ) 定量的、個別具体的な文言を何ら含まない
- (ロ) 当該基準の内容を、定量的、個別具体的に定めるために、条例を制定することが許容されている

存置を許容

左に該当  
しない場合

廃止、又は条例へ委任

- 条例制定に当たって「従うべき基準」を設定するのは一定の場合に限定
- 条例制定に当たって、必要最小限のものについて「参酌すべき基準」を設定するのは許容

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

一定の類型  
(別添資料)に  
該当する場合

各類型で許容する  
ものとされている  
形態を許容

左に該当  
しない場合

廃止

### (c) 計画等の策定及びその手続

※ 計画等の策定及びその内容の場合の例

①～③に係る部分を含む場合、策定及び内容の義務付けの存置を許容

- ① 私人の権利・義務に関わる行政処分等の直接的根拠
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理
- ③ 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画策定

次の④に係る部分を含む場合、内容の義務付けは存置を許容、策定の義務付けは単なる奨励へ移行

- ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画策定

左に該当  
しない場合

廃止、単なる奨励  
へ移行